

障障発 0328 第 2 号  
令和6年3月28日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

### 入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)に、新たに、重度訪問介護において入院時支援連携加算が設けられたところである。

また、この入院時支援連携加算における入院前の事前調整の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に示されているところであるが、入院前の事前調整の際に使用する入院時情報提供書の様式例等について、下記のとおりお示しするので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られるようお願いする。

#### 記

##### 1. 入院時情報提供書の様式例について

入院時情報提供書の様式例を別添1のとおりお示しする。なお、記載にあたっては、別添2の記載例を参考にされたい。

##### 2. 入院前の事前調整の内容について

重度訪問介護事業所の職員が医療機関を訪問し、入院前の事前調整を行う際には、様式例を参考に入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて以下のような事項について、必要な調整を行われたい。

(1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項

- ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
- ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
- ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
- ・重度訪問介護の制度（目的、内容）

(2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項

- ・医療機関の入院規則
- ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）

(3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整

- ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認  
(コミュニケーション支援の範囲の確認)
- ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
- ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
- ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

また、重度訪問介護の利用に当たって計画相談支援を利用している利用者については、入院に際しての事前調整についても計画相談支援事業所と適宜適切な連携を図るようお願いする。

なお、計画相談支援において、医療機関との情報連携を評価する入院時情報連携加算についても、重度訪問介護と同一の様式を示すこととしており、重度訪問介護を利用する者が入院する際には、重度訪問介護事業所と計画相談支援事業所が共同で医療機関への情報提供書を作成することも考えられる。